

議案第63号

二宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法が改正され、本条例の全部改正を要するために提案する。

## 二宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

二宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年二宮町条例第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）

第 2 条 法第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定により条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の規定の例による。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。